

青森県告示第二百四十九号

高病原性鳥インフルエンザのまん延を防止するため、青森県家畜伝染病まん延防止規則（昭和五十年四月青森県規則第十九号）第六条第一項の規定により次のとおり規制を行うので、同条第二項の規定により告示する。

令和四年四月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 規制の区域

上北郡野辺地町字向田

上北郡横浜町字泊川、字豊栄平、字雲雀平、字吹越

上北郡六ヶ所村大字尾駒家ノ後、二又

二 規制の期間

令和四年四月八日付け青森県告示第二百四十八号により指定家畜等の移動の禁止区域として指定した日から当該指定の解除日まで

三 規制の内容

- 1 家畜（鶏、あひる、うずら、きじ、だちよう、ほろほろ鳥及び七面鳥に限る。以下同じ。）の品評会等の家畜を集合させる催物を開催することの禁止
- 2 食鳥処理場又はG Pセンターの事業を行うことの禁止
- 3 ふ卵をすることの禁止